

# 【公共交通等事業者人材採用・育成活動支援事業交付要綱】

1 申請期間	<p>令和7年6月13日まで</p> <p>※6月13日時点で予算の範囲を超える場合は、満額支給できない場合があります。</p> <p>また、予算の範囲に余りがある場合は追加募集を行います。</p>
2 補助対象期間	<p>補助対象期間：令和7年4月1日※～令和8年3月10日</p> <p>※今年度に限り交付申請日・交付決定日を遡ることで令和7年4月1日以降に実施した事業を対象とするため、交付申請日は4月1日～6月13日の間で、対象事業の着工予定日前の日付としてください。</p> <p>上記の対応により、申請後に通知される交付決定書の日付については、交付申請日と同日となりますが問題はございませんのでご了承ください。</p>
3 実績報告	<p>補助事業完了日の30日以内かつ令和8年3月10日のいずれか早い日付</p> <p>例 10月1日補助事業完了 実績報告提出日10月31日までの日付</p>
4 補助額	<p>補助対象経費(税抜き)のうち1/4を乗じた額(1,000円未満切捨、上限30万円)</p> <p>例：補助対象経費：150万円 補助額：30万円</p> <p>例：補助対象経費：80万円 補助額：20万円</p>
5 申請手順 ※補助申請額が増額する場合は、変更申請等が必要	<p>①【交付申請】事業者→タクシー協会へ提出 補助金交付申請書・収支予算書・宣誓書(様式第1号)、算定基礎資料(様式第15号)、事業概要(計画内容等が分かるもの)、収支予算書にかかる見積もり等</p> <p>※国庫併用時は、収入内容に国補助金の申請額を記載するため、申請内容・金額が分かる書類を添付(交付申請書・申請概要・見積書)</p> <p>②【債権者登録】事業者→県へ提出(交付申請書提出後に兵庫県土木部交通政策課へ電子申請を行ってください)</p> <p>※登録は1度のみで構いません。過去に債権者登録を行った事業者は提出不要です。</p> <p>③【交付決定通知】タクシー協会→事業者へ送付</p> <p>④【実績報告】事業者→タクシー協会 事業実績報告書・収支予算書(様式第8号)、算定基礎資料(様式第16号)、領収書等(支払日・内容が分かるもの：通帳、領収書、成果物等)、</p> <p>※国庫併用時は、収入内容に国補助金の申請額を記載するため、交付決定書・申請内容・金額が分かる書類を添付</p> <p>⑤【補助金決定通知】タクシー協会→事業者</p> <p>⑥【補助金請求】事業者→タクシー協会 補助金請求書(様式第10号)</p> <p>⑦【補助金支払】県→事業者</p>
6 運転士採用にかかる広報関係の経費	<p>【対象経費】 広告・看板掲出料(WEB広告・リスティング広告・SNS、メディア媒体、WEB、デジタルサイネージ、ポスター枠掲出、新聞広告掲出、車両ラック<sup>※</sup>費等) HP改修経費 ポスター・チラシ・パンフレット作成にかかる経費(デザイン費、印刷費、配布場所への運送費等) 動画作成にかかる経費(撮影費、編集費、データ作成費等) 就職説明会の出展・開催費 求人サイト・転職サイト掲載費 啓発資料作成費(「運転士採用」の趣旨を記載すること)</p> <p>【対象外経費】 HPの運用・保守費にかかるランニングコスト 求人サイトに支払うマッチングの成功報酬等</p>
7 育成活動にかかる研修関係経費	<p>【対象経費】 事業者が支払った研修参加費 マナー・接遇向上研修、観光ドライバー認定講習、運転技能向上研修、UD研修等</p> <p>※研修先からの領収書等が個人名しか発行できない場合は、その費用を事業者が支払っていることがわかる拳証資料(給与明細書等)を提出すること</p> <p>【対象外経費】 法令により受講が求められている研修・講習 運転士登録にかかる研修・講習 運転業務と直接かわりがない資格取得(危険物取扱者等)を目的とした研修・講習 研修開催にかかる講師や参加者の旅費・宿泊費 従業員が支払った研修参加費</p>